【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年６月27日
【会社名】	株式会社ソフトクリエイト
【英訳名】	Softcreate Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長執行役員　林 宗治
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区渋谷二丁目22番３号
【電話番号】	03（3486）0606（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員総務人事部長　秋場 洋
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区渋谷二丁目22番３号
【電話番号】	03（3486）0606（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員総務人事部長　秋場 洋
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号）

1【提出理由】

平成24年６月22日開催の当社第45期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の５第４項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第９号の２の規定に基づき提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成24年６月22日

(2) 当該決議事項の内容

第１号議案 新設分割計画承認の件

平成24年10月１日（予定）をもって、当社グループは純粋持株会社体制に移行することとし、当社を分割会社として、ＥＣソリューション事業を新設分割設立会社である株式会社ｅｃｂｅｉｎｇに承継させるとともに、システムインテグレーション事業及び物品販売事業を新設分割設立会社である株式会社ソフトクリエイトに承継させる会社分割を行う。

第２号議案 定款一部変更の件

新設分割による純粋持株会社体制への移行に伴い、第１条（商号）、第２条（目的）の変更を行うとともに、効力発生日及び経過措置を定めるために附則を設ける。
また、当社の経営の効率化を目的として、第22条（代表取締役等）第３項の役付取締役の定めを削除する。

第３号議案 取締役６名選任の件

取締役として、林勝、林宗治、林雅也、中桐雅宏、阿部新生、畠中健二の６氏を選任する。

第４号議案 監査役１名選任の件

監査役として、原田陽一氏を選任する。

第５号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

退任取締役大石靖氏及び辻尾伸賢氏に対し、当社における一定の基準に従い相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期、方法等については取締役会に一任することを承認する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果 （賛成の割合%）
第１号議案				（注）１	（注）４
	28,766	98	0		可決（96.67）
第２号議案				（注）１	（注）４
	28,759	105	0		可決（96.65）
第３号議案				（注）２	（注）４
林　勝	28,784	80	0		可決（96.73）
林　宗治	28,802	62	0		可決（96.79）
林　雅也	28,803	61	0		可決（96.80）
中桐 雅宏	28,808	56	0		可決（96.81）
阿部 新生	28,781	83	0		可決（96.72）
畠中 健二	28,788	76	0		可決（96.75）
第４号議案				（注）２	（注）４
原田 陽一	28,771	93	0		可決（96.69）
第５号議案				（注）３	（注）４
	26,724	561	1,579		可決（89.81）

（注）１．各決議事項が可決されるための要件は次のとおりであります。
第１号議案及び第２号議案は、いずれも議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の３分の２以上の賛成であります。
２．第３号議案及び第４号議案は、いずれも議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主の出席及び出席した株主の議決権の過半数の賛成であります。
３．第５号議案は、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。
４．賛成の割合の計算方法は次のとおりであります。
当該株主総会に出席した株主の議決権の数（当該株主総会前日までの事前行使分及び当日出席のすべての株主分）に対する、事前行使分及び当日出席の株主のうち、各議案の賛否に関して賛成が確認できた議決権の数の割合であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由
当該株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、当該株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以上